

福岡県医発第2341号(地)

平成20年 3月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

健康保険法等の一部改正(平成20年4月実施分)に伴うポスターの配付について

平成18年6月21日に成立いたしました『健康保険法等の一部を改正する法律』(法律83号)に伴い、平成20年4月1日から下記の改正等が行われますので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、平成20年3月6日付け福岡県医発第2184号(地)「診療報酬改定説明会質問用紙並びに診療報酬点数改定に伴う窓口掲示用ポスターについて」にてご連絡申し上げておりましたが、今回の下記改正内容等について日本医師会と厚生労働省において別紙ポスターを作成し、各医療機関へ1枚ずつ配付される予定となっております。

また、本ポスターにつきましては、厚生労働省ホームページに掲載されており、ダウンロード可能です。(http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/03/tp0303-4.html)

記

※健康保険法等の一部改正(平成20年4月実施分)

(1) 義務教育就学前までの被扶養者について一部負担金の割合が2割となります。
(健康保険第110条第2項等)。

(2) 入院時生活療養費の支給対象である特定長期入院被保険者が、「療養病床に入院する70歳以上の患者」から「療養病床に入院する65歳以上の患者」となります(健康保険法第63条第2項第1号等)。

(3) 70～74歳の患者の一部負担金の割合が1割から2割になります。(健康保険法第74条第1項第2号等)。ただし、平成20年度の臨時の特例措置として、2割のうち1割を国が支払うことにより、当該患者の一部負担金は平成21年3月まで1割に据え置かれます。

(4) 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、75歳以上の者は後期高齢者医療制度に加入することになります(高齢者の医療の確保に関する法律第47条等)。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・島田昇二郎
会長 丸山 泉

ポスターは既に配付しておりますので、院内にご掲示下さい。

事務連絡(保209)
平成20年3月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木



健康保険法等の一部改正（平成20年4月実施分）に伴うポスターの配布について

平成18年6月21日に成立いたしました『健康保険法等の一部を改正する法律』（法律第83号）に伴い、平成20年4月1日から以下の改正等が行われます。

- （1）義務教育就学前までの被扶養者について一部負担金の割合が2割となります（健康保険法第110条第2項等）。
- （2）入院時生活療養費の支給対象である特定長期入院被保険者が、療養病床に入院する70歳以上の患者から療養病床に入院する 65歳以上の患者となります（健康保険法第63条第2項第1号等）。
- （3）70～74歳の患者の一部負担金の割合が1割から2割となります（健康保険法第74条第1項第2号等）。ただし、平成20年度の臨時の特例措置として、2割のうちの1割を国が支払うことにより、当該患者の一部負担金は平成21年3月まで1割に据え置かれます。
- （4）老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、75歳以上の者は後期高齢者医療制度に加入することになります（高齢者の医療の確保に関する法律第47条等）。

今般、平成20年4月1日からの上記改正内容等について医療機関の窓口等に掲示していただくべく、本会と厚生労働省で患者一部負担金等関係のポスターを作成いたしましたので、5枚お送り申し上げます。

本ポスターは、社会保険事務局を通じて3月中に各医療機関に1枚ずつ配布される予定となっております。また、本ポスターにつきましては、厚生労働省ホームページに掲載さ

れており、ダウンロード可能です。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/03/tp0303-4.html>)

なお、今回の改正に伴う診療報酬請求等の記載要領等の一部改正につきましては、厚生労働省より今後示される通知等を踏まえ追ってご連絡申し上げます。

(添付資料)

1. ポスター（平成 20 年 3 月 厚生労働省・日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会）
5 枚



平成20年4月1日から 健康保険法等が改正され 一部の患者さんの負担額が変わります

お子様が小学校に入学するまで窓口負担が**2割**^(注)に軽減されます。

- ・これまで、3歳から義務教育就学前までのお子様の窓口負担の割合について、3割だったものが、2割に引き下げられます。

(注)各自治体の単独事業により、お子様の窓口負担が減免されている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

70歳～74歳の方^(注)の窓口負担の割合について、平成20年4月から平成21年3月まで**1割**に据え置かれます。

- ・70歳から74歳の方の窓口負担の割合について、平成20年4月より1割から2割に見直されることとされていたものを、1割に据え置きます(残りの1割に相当する額は、国が代わって保険医療機関等に支払います。)

(注)すでに3割負担を頂いている現役並み所得の方、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

75歳以上の方^(注)は後期高齢者医療制度に加入することになりますが、窓口負担は従前通り**1割**のまま変わりません。

- ・窓口では、ご加入の後期高齢者医療広域連合の発行する被保険者証をご提示下さい。(注)すでに3割負担を頂いている現役並み所得の方は除きます。

○療養病床に入院する65歳以上70歳未満の患者さんの食費・ 居住費の負担が変わります。

- ・療養病床に入院する65歳以上70歳未満の方の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます(現在の70歳以上の方と同じ水準です。)

なお、難病等の入院医療の必要性の高い方については負担額は変わりません。

区 分	変更前(食費のみ)	変 更 後
一 般 の 方	1食につき 260円	(食 費)1食につき460円 ^(注1) (居住費)1日につき320円
市町村民税非課税の世帯に属する方等 ^(注2)	1食につき 210円	(食 費)1食につき210円 (居住費)1日につき320円

(注1)管理栄養士等により患者の年齢等に応じた食事が提供されていることなどの要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の保険医療機関においては、420円となります。

(注2)ご加入の医療保険の保険者の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて保険医療機関の窓口提出することにより、減額が受けられます。

詳しくは、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい

平成20年3月 厚生労働省・日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会